

# 産業廃棄物ハンドブック

—産業廃棄物の適正処理のために—

H25.11 岡山県



# 目 次

産業廃棄物とは	1
廃棄物の分類	2
事業者の責務	5
事業者の処理	5
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理基準	5
建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理	7
アスベスト（石綿）廃棄物の処理	8
委託処理	9
マニフェストシステム	10
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者	13
県内搬入事前協議	14
優良産業廃棄物処理業者認定制度	14
産業廃棄物処理施設	15
廃棄物が地下にある土地の形質の変更	18
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）多量排出事業者	19
不法投棄の禁止	19
野外焼却の禁止	19
指定有害廃棄物の不適正処理の禁止	20
事故時の措置	21
資源化・再生利用の促進	21
Q & A	22
罰則	24
建設リサイクル法	26
自動車リサイクル法	28
ポリ塩化ビフェニル特別措置法	30
ダイオキシン類対策特別措置法	30
問い合わせ先等	31

この冊子の中では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は略して「廃棄物処理法」又は「法」とし、「同法施行令」は「令」、「同法施行規則」は「規則」、「同施行細則（岡山県規則）」は「細則」、「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」は「要綱」、「産業廃棄物管理票」は「管理票」と略して記載しております。

また、今回の本ハンドブックの改訂は、平成25年2月の規則の改正等の内容を反映させて行ったものです。

## 産業廃棄物とは

産業廃棄物の適正な処理等については、廃棄物処理法で規定されています。

廃棄物処理法において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものと定められています。

### (適用除外)

- ・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

廃棄物は、排出状況により、一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、有害性などにより更に細かく規定されています。

### 「産業廃棄物」

工場や事業場の事業活動（物の製造、加工、販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、鉍さい、がれき類等20種類（表-1）をいい、これら以外の廃棄物を「一般廃棄物」といいます。

### 「特別管理産業（一般）廃棄物」

爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する産業（一般）廃棄物をいい、「特別管理一般廃棄物」としてPCB使用部品等4種類（表-2.1）、「特別管理産業廃棄物」として、感染性産業廃棄物等7種類（表-2.2）が定められています。

### 「石綿含有産業（一般）廃棄物」

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業（一般）廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）と定められています。

【根拠法令の条(項)】

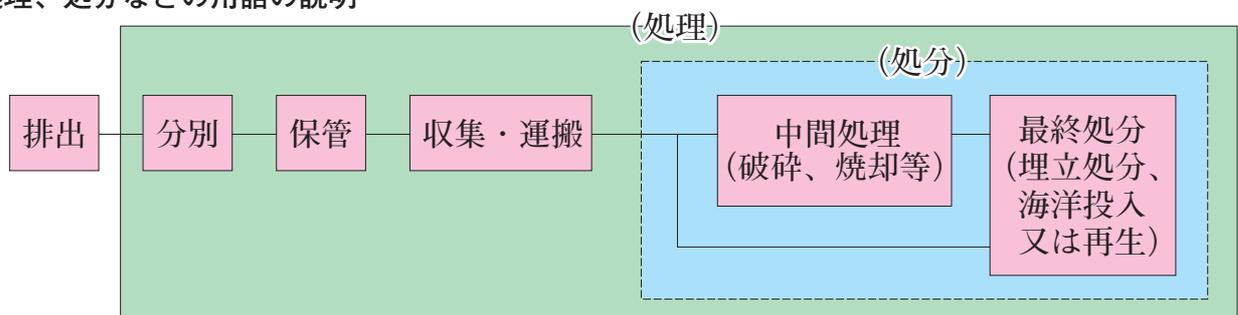
法2

法2 (4)  
令2

法2 (3) (5)  
令1  
令2の4

規則1の3の3  
規則7の2の3

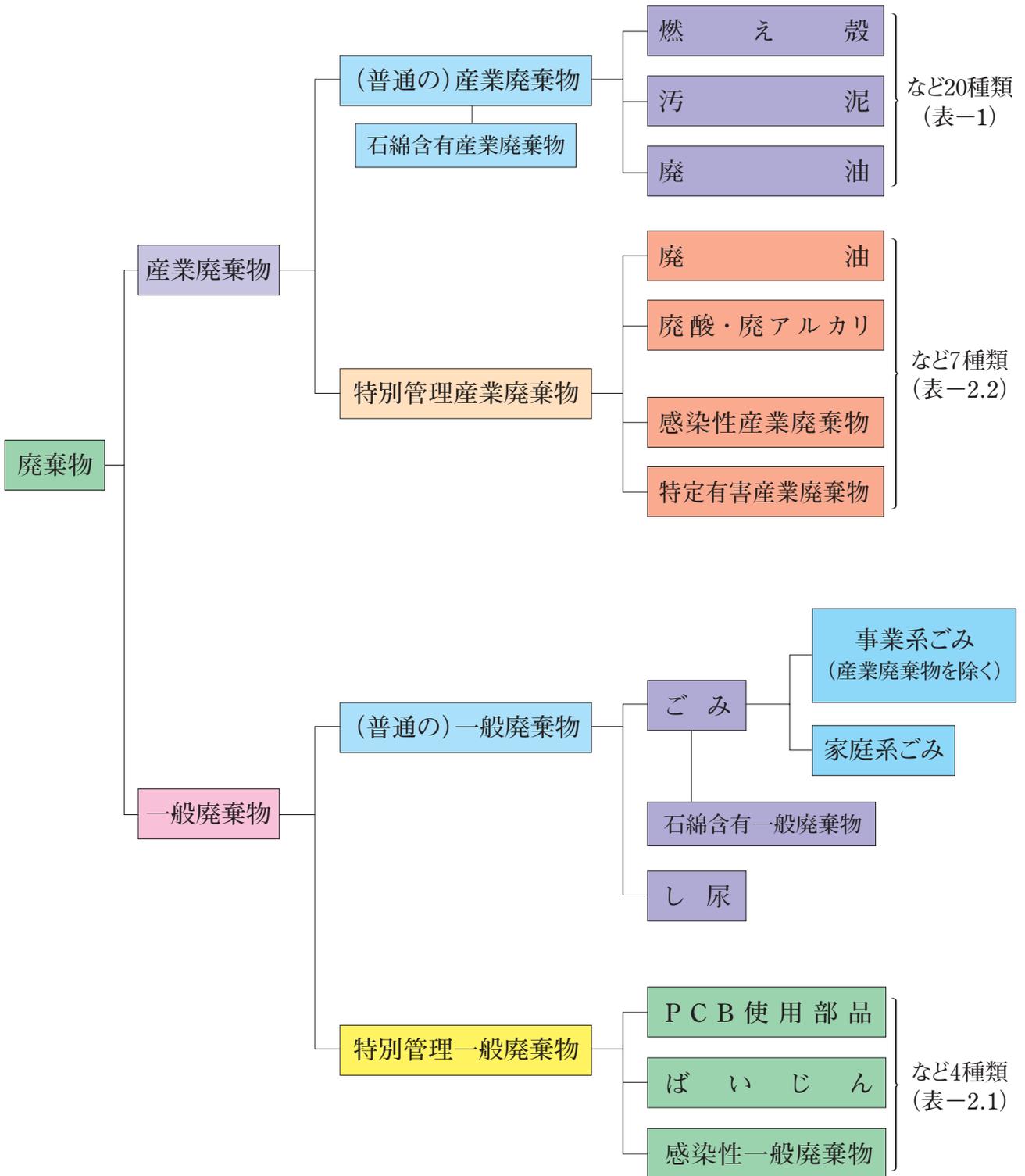
## ●処理、処分などの用語の説明



(注) 廃棄物の「処理」とは、廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの行為、すなわち、廃棄物の「分別」、「保管」、「収集・運搬」、「処分」までの一連の流れの行為をいいます。

また、「処分」には、廃棄物を物理的、化学的、生物学的な方法により減容化、無害化、安全化、安定化等させるために行う「中間処理」と、「最終処分(埋立処分、海洋投入又は再生)」とがあります。

# 廃棄物の分類



表一 産業廃棄物の種類

種 類	例
1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず (※)	紙くず、板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8 木 く ず (※)	木くず、おがくず、バーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染みこんだものに限る。〕
9 織 維 く ず (※)	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕
10 動植物性残さ (※)	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物(※)	牛の頭部、脊髄、回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
⑫ ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
⑬ 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボード（☆）など
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
⑯ が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17 動物のふん尿(※)	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18 動物の死体(※)	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 処 理 物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸 入 廃 棄 物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」及び「携帯廃棄物」を除く。）

備考 1 ○印は、「安定型産業廃棄物」といいます。

2 (※)印については、業種の限定があります。

3 (☆)印の廃石膏ボードについては、平成19年4月から安定型最終処分場への埋立が禁止されました。（管理型最終処分場への埋立が必要）

4 木くずのうち、「物品賃貸業に係るもの」及び「貨物の流通のために使用したパレット」については、平成20年4月1日から産業廃棄物に追加されています。

5 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものを「石綿含有産業廃棄物」といいます。

表一2 特別管理廃棄物の種類

1 特別管理一般廃棄物

種 類	例
PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ等から取り出されたPCB使用部品
ばいじん	1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出され、ダイオキシン類を1グラムにつき3ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）

2 特別管理産業廃棄物

種 類	例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの：おおむね引火点70℃以下）	
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸（著しい腐食性を有する廃酸）	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ（著しい腐食性を有する廃アルカリ）	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	・PCBが塗布されたり、染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず ・PCBが付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃石綿等	・建築物等から除去された飛散性の吹き付け石綿 ・建築物等から除去された石綿を含む材料（石綿保温材、けいそう土保温材及びパーライト保温材並びにこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温剤、断熱材及び耐火被覆材） ・石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で、石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法第2条第11項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表1の20に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質（注）について、環境省令で定める基準に適合しないもの （注）アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサソラン、ダイオキシン類	
ばいじん	輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出され、ダイオキシン類を1グラムにつき3ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）（輸入廃棄物の焼却に限る。）	

## 事業者の責務

- 1 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。（事業者処理責任の原則）  
事業活動に伴って生じた廃棄物を再生利用等により減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品・容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品・容器等の開発を行い、廃棄物の適正な処理の方法などについての情報を提供すること等により、適正な処理が困難とならないようにしなければなりません。
- 2 事業者は、廃棄物の減量等その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。
- 3 事業者は、その産業廃棄物（注）を自ら処理しなければなりません。
- 4 事業者は、岡山県知事（岡山市の区域にあっては岡山市長、倉敷市の区域にあっては倉敷市長。以下「県知事等」という。）から廃棄物処理法に基づき産業廃棄物に関する事項について報告を求められたときは、報告しなければなりません。

法3

法11  
法18

## 事業者の処理

- 1 産業廃棄物の処理に当たっては、人の健康や環境面に支障が生じないように無害化、安定化、減容化などの適正な処理を行う必要があります。
- 2 自ら産業廃棄物の処理を行う場合には、処理基準等に従い適正に処理しなければなりません。
- 3 細則で、「産業廃棄物の分析証明書の保有」が排出事業者に義務づけられています。  
\*適用される産業廃棄物は、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんです。
- 4 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場毎に特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために、一定の資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

法12  
法12の2

細則9

法12の2(8)(9)

## 産業廃棄物処理基準

- 1 事業者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、無害なことはもちろんのこと環境汚染をもたらさないような状態にしておくよう廃棄物処理法で義務付けられていますが、これは事業者としての社会的責任でもあります。
- 2 廃棄物処理法では、事業者が産業廃棄物の収集、運搬、保管、処分の基準（処理基準等）及び「帳簿類の記載及び保存」等を規定し、遵守を義務づけています。  
【処理基準の例】  
産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け（携帯）が義務付けられています。

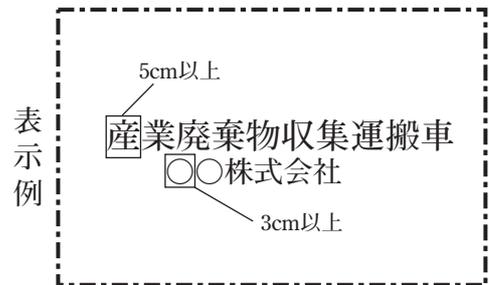
法12  
法12の2

令6, 令6の4  
令6の5  
規則8,8の13  
規則7の2の2

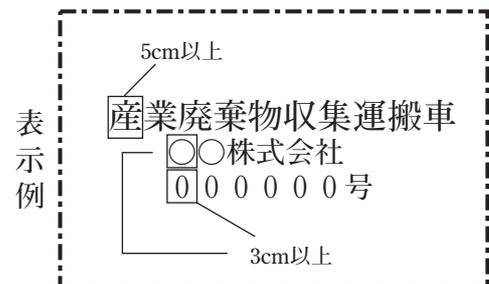
（注） 特別管理産業廃棄物を含む。  
（以下単に「産業廃棄物」と記載する場合は「特別管理産業廃棄物」を含む。）

車両への表示事項	①事業者が自分で運搬する場合 1) 産業廃棄物を収集運搬している旨 2) 排出事業者名
	②産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合 1) 産業廃棄物を収集運搬している旨 2) 業者名 3) 許可番号 (下6けた)
	○表示に関する注意事項 1) 見やすいこと。 2) 鮮明であること。 3) 両側面に表示すること。 4) 識別しやすい色の文字であること。
携帯書類	①事業者が自分で運搬する場合 次の事項を記載した書面 1) 氏名又は名称及び住所 2) 運搬する産業廃棄物の種類、数量 3) 運搬する産業廃棄物を積載した日 4) 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 5) 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先
	②産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合 1) 管理票 (マニフェスト) 2) 許可証の写し 3) 電子マニフェスト加入証の写し 4) 規則で定める事項を記載した書類 (電子情報でも可) ※紙マニフェストの場合は1)、2)、電子マニフェストの場合は2)、3)、4)が必要

事業者が自分で運搬する場合

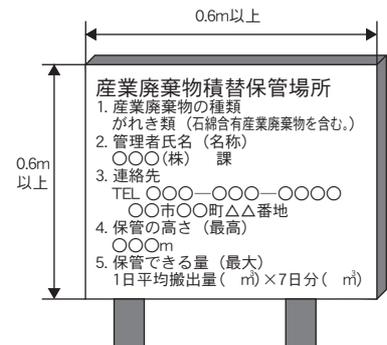


産業廃棄物収集運搬業者の場合



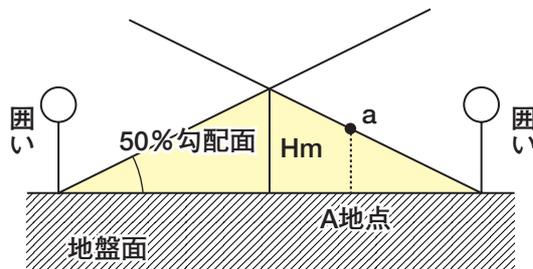
【保管の基準】

- 1) 周囲に囲いを設けること。
- 2) 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設けること。
  - ①60cm×60cm以上
  - ②表示事項
    - ・ 保管の場所である旨
    - ・ 廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物である場合はその旨)
    - ・ 管理者の氏名又は名称、連絡先
    - ・ 最大積み上げ高さ (屋外で容器を用いない場合)
    - ・ 保管可能な産業廃棄物の量 (積替え又は処分を行う場合に限る。)
- 3) 保管する産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置を講ずること。  
(例：底面を不浸透性材料とする。)
- 4) 屋外に容器を用いず保管する場合には次の保管高さの制限を守ること。
  - ①構造耐力上安全とはいえない囲い (非耐力壁等) の場合
    - ・ 囲いの下端から勾配50%以下
  - ②構造耐力上安全な囲い (耐力壁等) に接する場合
    - ・ 囲いの内側2mは、囲いの上端から50cm下方の高さまで
    - ・ 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下
- 5) ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫の発生等を防止する措置を講ずること。
- 6) 次のとおり保管量の上限を超えないようにすること。
  - ①積替えのための保管の場合は、1日の平均的搬出量の7日分
  - ②処分のための保管の場合は、1日処理能力の14日分  
(排出事業場内での保管は、保管量の上限の適用はないが、高さの制限は適用となる。)
- 7) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、その他の物と混合しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること。



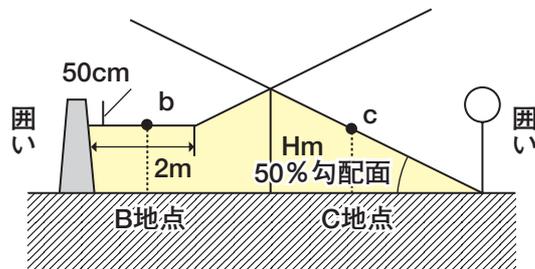
## 高さの上限の判定例

(1) 両方が非耐力壁等の場合



- 基準上の高さ上限
- ・地点A : a
  - ・看板記載高さ : Hm (m : max)

(2) 片方(左)が耐力壁等、片方(右)が非耐力壁等の場合



- ・地点B : b
- ・地点C : c
- 看板記載高さ : Hm

## 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理

- 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物は、元請業者が排出事業者に該当します。(発注者や下請け業者ではありません。)
 

元請業者は自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければなりません。
- 「建設工事」とは土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれます。
- 下請負人は産業廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできません。
 

ただし、例外として、元請業者と建設工事に係る書面の請負契約で定めるところにより、下請負人が自ら運搬を行う場合において、次のいずれにも該当するときは、下請負人を排出事業者とみなし、処理基準を遵守した上で、収集運搬等の許可なしに運搬することができます。

  - 建築物その他の工作物に係る維持修繕工事(新築工事若しくは増築工事又は解体工事を除く。)であってその請負代金の額が500万円以下である建設工事(ただし、同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。)又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事(瑕疵補修工事)であって、請負代金相当額が500万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物である。
  - 特別管理廃棄物以外の廃棄物である。
  - 1回に運搬する廃棄物の容積が1 m<sup>3</sup>以下であることが明確な廃棄物である。
  - 当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものである。
  - 運搬先が元請業者の指定する保管場所(元請業者が所有し、又は使用権原を有するものに限る。)又は廃棄物の処理施設(元請業者が設置するものに限る。)であって、当該廃棄物が排出される事業場(すなわち建設工事現場)と同一の都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存するものである。

法21の3

規則18の2

- ⑥ 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した書面（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該書面及び請負契約の写し（瑕疵補修工事にあつては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しが行なされた事実を確認できる資料）を携行するものである。
- 4 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を当該工事現場以外の場所（面積300㎡以上）で保管する場合は、事前に届出が必要となります。また、届出事項を変更するときも事前に届出が必要です。（届出先：保管の場所を管轄する県民局等（p31参照））  
なお、産業廃棄物の保管は処理基準を遵守して行わなければなりません。

法12(3)  
規則8の2の2  
法12の2(3)  
規則8の13の2

## アスベスト（石綿）廃棄物の処理

- 1 事業活動に伴って排出されるアスベスト（石綿）を含む産業廃棄物は、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）、石綿含有産業廃棄物（通常の産業廃棄物）（p4参照）などに分類されます。
- 2 廃石綿等の処理は、特別管理産業廃棄物に共通の基準が適用されるほか、次の基準が適用されます。
- ① 中間処理は、次の方法により行わなければなりません。
- ・ 熔融施設において石綿が検出されないよう熔融
  - ・ 環境大臣が認定する無害化処理
- ② 直接埋立する場合は、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固化、薬剤等による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包し、産業廃棄物処理施設である管理型最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないようにその表面を土砂で覆うなど必要な措置を講じ、埋立処分しなければなりません。
- 3 石綿含有産業廃棄物の処理は、普通の産業廃棄物に共通の処理基準が適用されるほか、次の基準が適用されます。
- ① 収集運搬の際には、次のように行わなければなりません。
- ・ 破碎しない方法により、かつ、その他の物と混合しないように区分して収集運搬すること。
  - ・ 運搬車両等に積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合は、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。
  - ・ 積替え又は保管を行う場合は、その他の廃棄物と混合しないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ② 中間処理は、破碎又は切断は原則として禁止され、次の方法により行わなければなりません。
- ・ 熔融施設において石綿が検出されないよう熔融
  - ・ 環境大臣が認定する無害化処理
- ③ 埋立処分は、産業廃棄物処理施設である最終処分場のうちの一定の場所に分散しないように行うとともに、表面を土砂で覆う等、飛散・流出しないよう必要な措置を講じなければなりません。
- ④ 帳簿、管理票（マニフェスト）及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載しなければなりません。
- 4 アスベスト廃棄物を処理する際のマニュアルとして「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月環境省）」があり、環境省のホームページから入手できます。

令2の4第5号へ  
規則1の2(7)  
規則7の2の3

令6の5(1)  
2号ト  
H4厚告194号  
令6の5(1)  
3号ル)

令6(1)1号ロ  
H18環告102号

規則8の4の2  
規則8の5  
規則8の21

## 委託処理

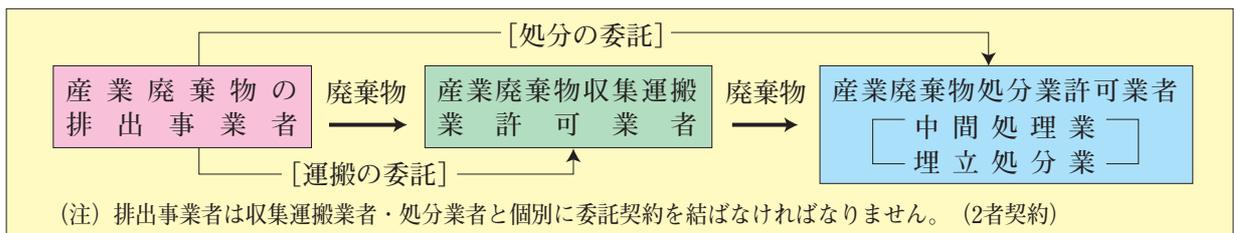
- 事業者処理責任の原則を補完する方法として、事業者が自ら処理できないときには、**委託基準**に従って、県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）にその事業の範囲に含まれる産業廃棄物の処理を委託できます。
- 処理を委託しようとする場合は、事前に産業廃棄物処理業者に許可証の提示を求め、次の項目について確認してください。
  - 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所
  - 業の区別（収集運搬業、処分業の別）
  - 取り扱える産業廃棄物の種類及び処理の内容
  - 許可の期限及び条件
 また、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分までの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。  
 ※処理の状況に関する確認とは  
 例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること
  - 委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか
  - 施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
  - 廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- 処理を委託するに当たっては、収集運搬業者、処分業者それぞれと書面による**委託契約**を締結し、委託契約書を契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。
- 再委託は、不適正処理を誘発するおそれがあるため、原則として禁止されています。ただし、施行令で定める再委託基準を満たした場合、その他規則で定める場合には再委託を認めています。

法12(5)(6)(7)  
令6の2

法12の2(5)(6)(7)  
令6の6  
規則8の4の2,8の4の3,8の16の3,8の16の4  
法12(7)

法14(16),14の4(16)

### 【委託の形態】



### 【委託契約書に記載すべき事項】

<ol style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の種類、数量</li> <li>運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地</li> <li>処分又は再生を委託する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>処分又は再生する場所の所在地</li> <li>処分又は再生の方法</li> <li>処分又は再生に係る施設の処理能力</li> </ul> </li> <li>処分（最終処分又は再生を除く）を委託する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分又は再生する場所の所在地</li> <li>最終処分又は再生の方法</li> <li>最終処分又は再生に係る施設の処理能力</li> </ul> </li> <li>委託契約の有効期間</li> <li>委託者が受託者に支払う料金</li> <li>受託者が運搬業又は処分業の許可を有する場合は、その事業の範囲</li> <li>運搬にあたり、積替え又は保管を行う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>積替え又は保管場所の所在地</li> <li>保管できる産業廃棄物の種類</li> <li>積替えのための保管上限</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>安定型産業廃棄物を保管する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項</li> </ul> </li> <li>産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の性状及び荷姿</li> <li>腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項</li> <li>他の廃棄物との混合等による支障に関する事項</li> <li>JIS C0950に規定するマークが付された廃製品の場合は、当該含有マークに関する事項</li> <li>委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨</li> <li>その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項</li> </ul> </li> <li>委託契約の有効期間中に10)の情報に変更があった場合の当該情報の伝達に関する事項</li> <li>受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項</li> <li>契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項</li> </ol>
---	---

## マニフェストシステム

<p>1 マニフェストシステムとは、産業廃棄物の処理を排出事業者が処理業者に委託する場合、<b>管理票</b>に産業廃棄物の排出者、種類、量、運搬又は処分を受託した者などの所定の事項を記入し、排出から収集運搬、中間処理、最終処分などの各工程ごとに所定の伝票により、産業廃棄物の処理状況を確認、記録、管理し、不法投棄などの不適正処分や廃棄物の性状の把握不十分による事故を未然に防止しようとするものです。（※「管理票」を「マニフェスト」と呼ぶこともあります。）</p> <p>マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があります。</p>	<p>法12の3</p>
<p>2 <b>管理票制度を遵守しない事業者等に対する知事の勧告・公表・命令</b></p> <p>① 必要な措置を講ずべき旨の勧告</p> <p>② 勧告に従わなかったときは、その旨の公表</p> <p>③ 公表後も勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置の命令</p>	<p>法12の6(1)</p> <p>法12の6(2)</p> <p>法12の6(3)</p>
<p>3 <b>産業廃棄物の排出者（管理票交付者）は</b></p> <p>① 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、受託者に対し、所定の事項を記載した管理票を交付しなければなりません。</p> <p>② 管理票の交付者は、管理票の写し（A票）を5年間保存しなければなりません。</p> <p>③ 90日（特別管理産業廃棄物に係るものは60日、中間処理産業廃棄物の最終処分が終了したものに係るものは180日）以内に運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けないときは、その状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければなりません。</p> <p>④ 管理票の写しの送付を受けたときは、運搬、処分及び最終処分が終了したことをその写しにより確認し、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>法12の3(1)</p> <p>規則8の21</p> <p>法12の3(2)</p> <p>規則8の21の2</p> <p>法12の3(8)</p> <p>規則8の28</p>
<p>⑤ <b>事業場ごとに、毎年度6月30日までに前年度に交付した管理票の交付等の状況に関する報告書（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）を</b>県知事等（提出先は各県民局、岡山市役所又は倉敷市役所）に提出しなければなりません。ただし電子マニフェストを利用して産業廃棄物の処理を委託した場合は、報告書の提出が不要です。</p>	<p>法12の3(6)</p> <p>規則8の26</p> <p>法12の3(7)</p> <p>規則8の27</p>

### 【管理票(マニフェスト)に記載すべき事項】

- ・委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ・管理票の交付年月日及び交付番号
- ・運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び住所
- ・産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ・管理票の交付を担当した者の氏名
- ・運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ・産業廃棄物の荷姿
- ・当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ・中間処理業者にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
- ・当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

#### 4 産業廃棄物収集運搬業者（運搬受託者）は

- ① 管理票の交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはなりません。
- ② 産業廃棄物の運搬を終了したときは、管理票に必要事項を記入し、10日以内に管理票の交付者に管理票の写しを送付しなければなりません。この場合に、当該産業廃棄物について処分を委託された者がいるときは、当該処分委託された者に管理票を回付しなければなりません。
- ③ 管理票、管理票の写しを5年間保存しなければなりません。

法12の4(2)  
法12の3(3)  
規則8の22,8の23

#### 5 産業廃棄物処分業者（処分受託者）は

- ① 管理票の交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはなりません。
- ② 産業廃棄物の処分を終了したときは、事業者から交付された管理票又は運搬を受託した者から回付された管理票に必要事項を記入し、10日以内に管理票の交付者に管理票の写しを、管理票を回付した者に当該管理票の写しを送付しなければなりません。
- ③ 中間処理後の残さ物について、最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付を受けたときは、事業者が交付した管理票又は運搬を受託した者から回付された管理票に最終処分が終了した旨（最終処分場所の所在地及び最終処分の終了年月日）を記載し、当該最終処分の適正な終了を確認の上、10日以内に管理票の交付者に管理票の写しを送付しなければなりません。
- ④ 管理票を5年間保存しなければなりません。

法12の3(9)  
規則8の30

法12の4(2)  
法12の3(4)  
規則8の24,8の25

法12の3(5)  
規則8の25の2,  
8の25の3

法12の3(10)  
規則8の30の2

なお、収集運搬業者にあつては運搬を、処分業者にあつては処分を終了していないにもかかわらず管理票の送付（中間処理後の残さ物については最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けていないにもかかわらず管理票の写しの送付）をしてはいけません。

法12の4(3)(4)

#### 6 電子マニフェストとは

紙マニフェストに代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。

電子マニフェストを利用すると、運搬や処分の状況等がパソコンの画面で把握できます。

電子マニフェストを利用するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者（処分委託のみの場合は、排出事業者と処分業者の2者）がシステムに加入する必要があります。

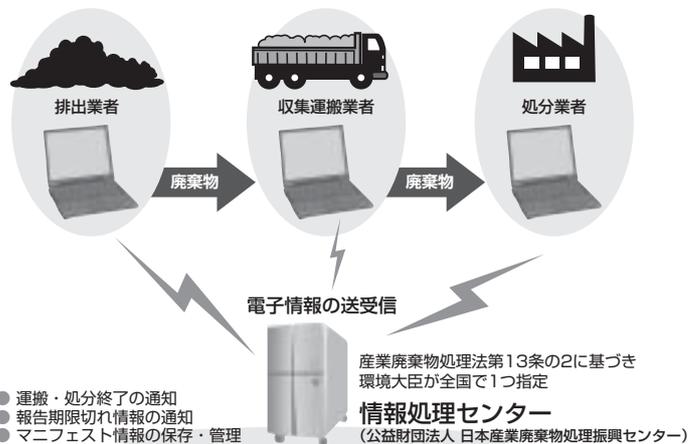
なお、電子マニフェストでは、情報処理センターが知事に対して産業廃棄物管理票交付等状況報告書に相当する報告を行うため、電子マニフェストを利用した産業廃棄物の委託処理については、この報告書の提出が不要です。

法12の5

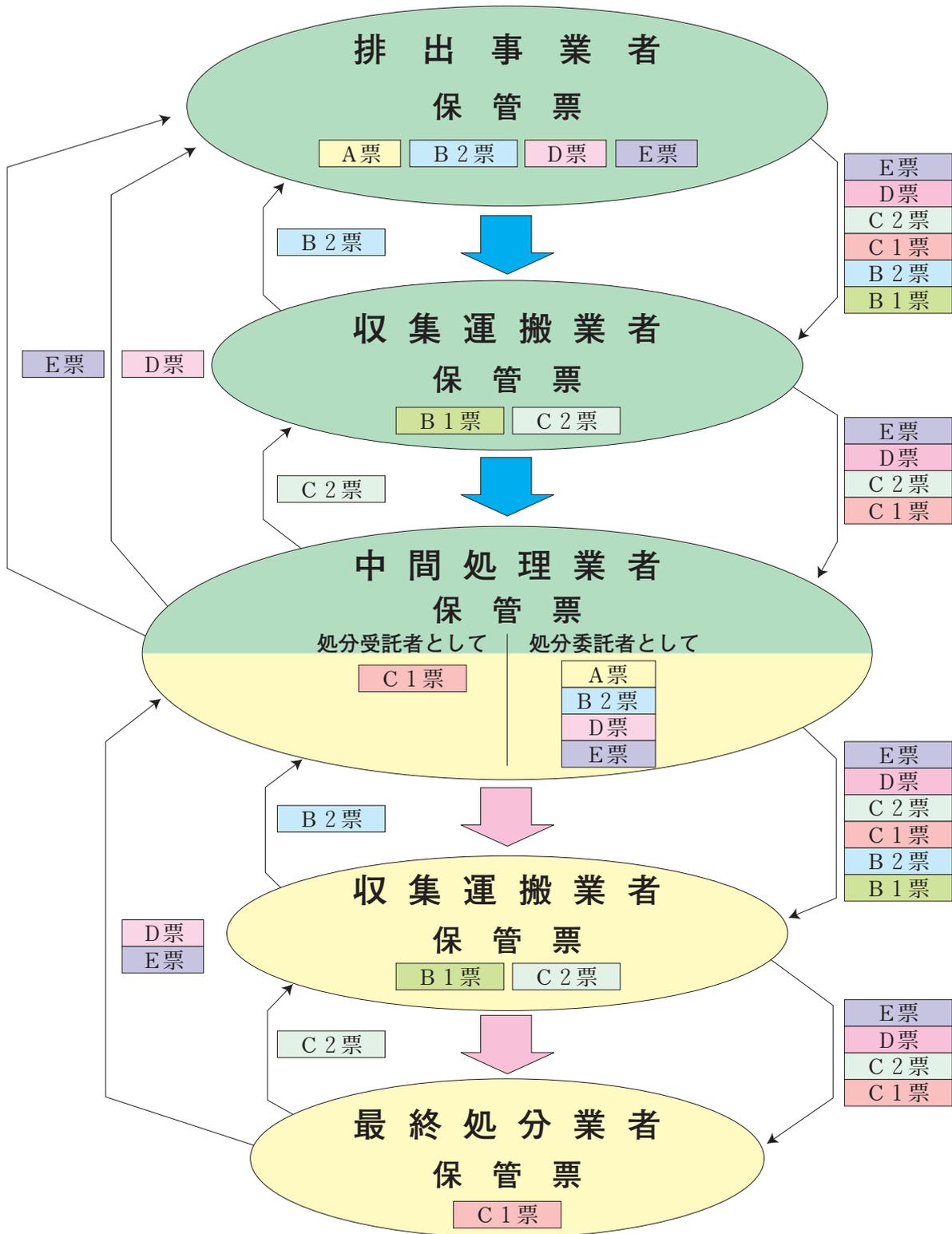
法12の5(8)  
規則8の36

#### 【電子マニフェスト制度の問合せ先】

公益財団法人  
日本産業廃棄物処理振興センター  
<http://www.jwnet.or.jp>  
所在地 〒102-0084  
東京都千代田区二番町3番地  
麹町スクエア7F  
電話 03-5275-7023（直通）



○ 管理票の流れは、次のとおりです。



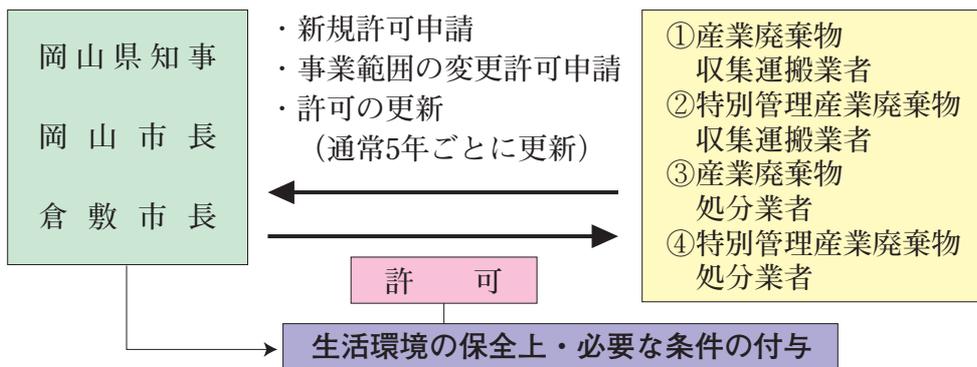
- A 票 : 排出事業者の控え
- B 1票 : 運搬業者の保存用
- B 2票 (写し) : 運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
- C 1票 : 処分業者の保存用
- C 2票 (写し) : 処分業者から運搬業者に戻送され、処分終了を確認
- D 票 : 処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認
- E 票 : 処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

# 産業廃棄物処理業者 特別管理産業廃棄物

- 産業廃棄物の収集、運搬、又は処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する県知事等の許可を受けなければなりません。（収集運搬業で積替え保管を行おうとする場合及び処分業の場合は要綱に基づき事前協議が必要です。また、処分業の場合は地元住民等の同意が必要です。）  
また、産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が、その事業の範囲を変更しようとするときは、県知事等の変更の許可を受けなければなりません。
  - 許可の基準 施設に係る基準、申請者の能力に係る基準等の一定の許可基準があります。
  - 欠格要件 廃棄物処理法や関係法令違反で罰金刑を受け5年を経過しない者等一定の欠格要件に該当すると許可を受けられません。
- 産業廃棄物処理業の区分は、取り扱う産業廃棄物の種類と処理の内容により、次のとおり区分されています。

産業廃棄物の種類	処理業の区分
産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く)	産業廃棄物収集運搬業
	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業
	特別管理産業廃棄物処分業

(注) 処理業者は、「収集・運搬、保管、処分等の基準」に従い受託した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を適正に処理しなければなりません。  
また、「帳簿の記載及び保存」の義務があります。



- 県知事等は、産業廃棄物処理業者が違反行為をしたときなど一定の事由に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命ずることができます。
- 産業廃棄物処理業者は、欠格要件に該当するに至ったときは、県知事等へ届け出なければなりません。
- 県知事等は、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当する場合、廃棄物処理法に違反しその情状が特に重い場合、事業の停止命令に違反した場合などに該当するときは、必ず許可を取り消さなければなりません。また、県知事等は、産業廃棄物処理業者が許可条件に違反したときなどには、許可を取り消すことができます。
- 産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって他人に収集運搬業又は処分業を行わせてはいけません。
- 受託した産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生した場合、10日以内にその旨を委託者に通知し、その写しを5年間保存しなければなりません。
  - 通知が必要な場合
    - 事故（保管上限超過）
    - 事業の廃止
    - 施設の休廃止
    - 埋立終了
    - 欠格要件該当
    - 行政処分（改善命令は保管上限超過）

法14  
法14の2  
法14の4  
法14の5  
要綱

法14(12)  
法14の4(12)  
法14(17)  
法14の4(18)  
法14  
法14の4  
法14の2  
法14の5  
法14(7)  
法14の4(7)

法14の3  
法14の6  
法14の5(3)

法14の3の2  
法14の6

法14の3の3  
法14の7  
法14(13)(14)  
法14の4(13)(14)

# 県内搬入事前協議

岡山県外に事業場を有し、当該事業場から生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を岡山県内で処分しようとする事業者は、「県内搬入処分事前協議書」を最初の県内搬入処分予定の3月前までに運搬先である最終処分場又は中間処理施設を所管している県民局長（岡山市長又は倉敷市長）に提出し、承認を得なければなりません。

細則20

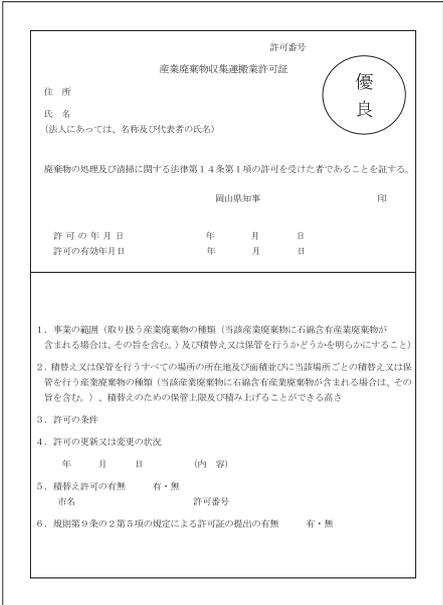
# 優良産業廃棄物処理業者認定制度

令6の9  
規則9の3

## 1 制度の趣旨

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を、県知事等が審査して認定する制度です。

認定を受けた産業廃棄物処理業者には優良マークの許可証が交付され、通常よりも長い7年間、産業廃棄物処理業の許可が有効となります。



優良マークの許可証の例示

## 2 優良基準の概略

### ① 遵法性に係る基準

従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間（優良確認の場合は優良確認の申請日前5年間）において、特定不利益処分を受けていないこと。

特定不利益処分	
① 廃棄物処理業に係る事業停止命令	⑤ 広域的処理認定の取消し
② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令	⑥ 無害化認定の取消し
③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令
④ 再生利用認定の取消し	⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令

### ② 事業の透明性に係る基準

法人に関する情報、事業計画の概要、施設、処理の状況などをインターネットで公開し、一定頻度で更新していること。

### ③ 環境配慮の取組に係る基準

I S O 14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

### ④ 電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストが利用可能であること。

### ⑤ 財務体質の健全性に係る基準

直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、法人税を滞納していないこと等、財務体質が健全であること。

※ 詳細は、環境省ホームページに掲載の「優良産廃処理業者認定制度のマニュアル」参照 (<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>)

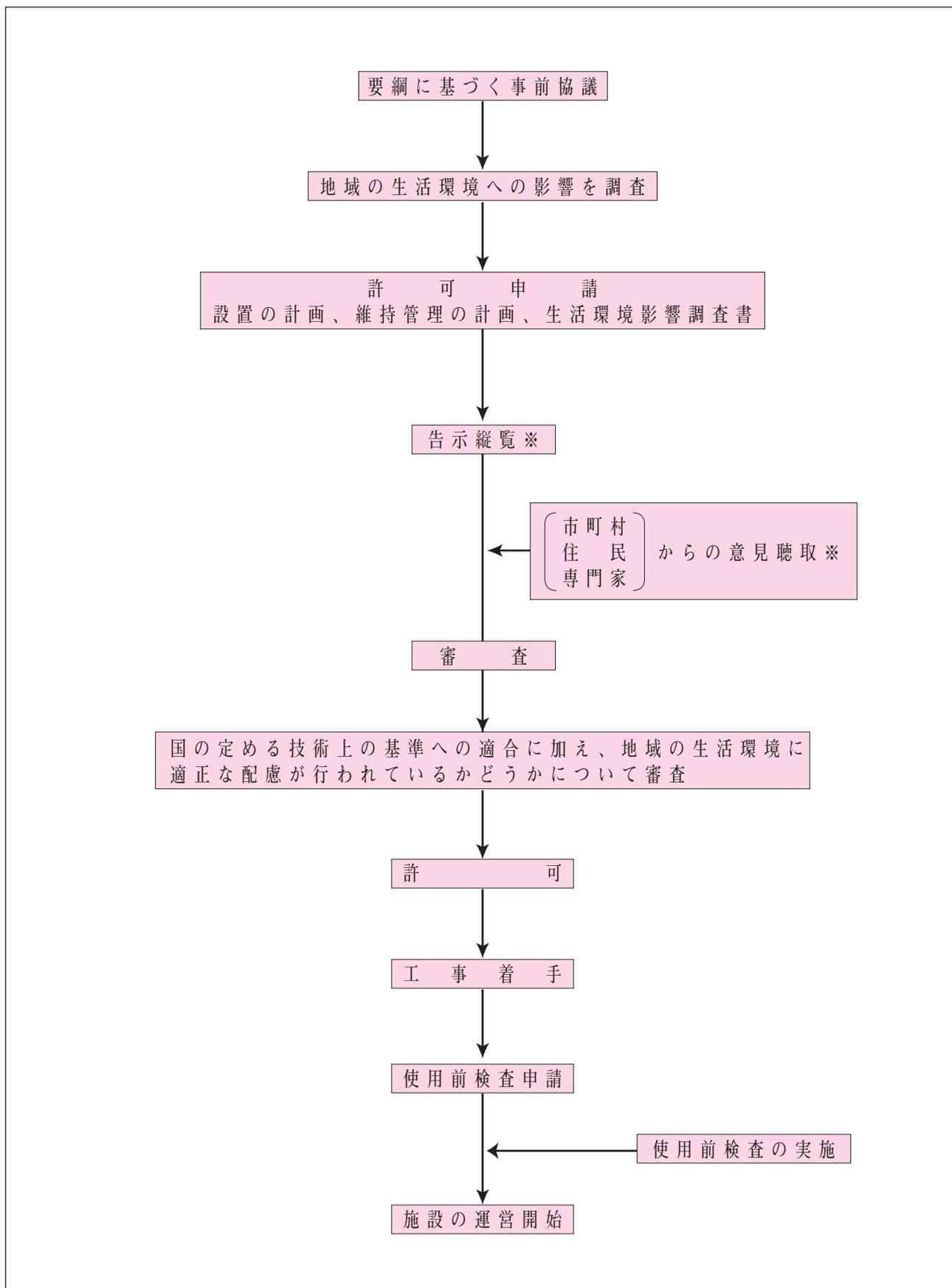
## 産業廃棄物処理施設

- |  |             |
|--|-------------|
| 1 産業廃棄物処理施設（表—3）を設置（構造又は規模の変更を含む。）しようとする者は、産業廃棄物処理施設の設置手続フロー図（p17）に従って、手続を行う必要があります。なお、要綱に基づく事前協議の際には、地元住民等の同意書が必要になりますのでご留意ください。                        | 法15<br>要綱   |
| 2 産業廃棄物処理施設の設置者は、次の事項を遵守する必要があります。   |             |
| ① 施設の維持管理が適正に行われるよう一定の資格を有した「技術管理者」を置かなければなりません。   | 法21         |
| ② 産業廃棄物の処理に関して帳簿を備え、保存しなければなりません。  |             |
| ③ 維持管理の技術上の基準及び設置許可申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、施設の維持管理をしなければなりません。   | 法15の2の3     |
| 【維持管理基準の例】   |             |
| ○焼却施設の場合   |             |
| 排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上測定   |             |
| ○最終処分場の場合  |             |
| 周縁地下水、放流水(管理型)又は浸透水(安定型)の定期的な水質検査  |             |
| 残余容量の1回/年以上の測定(原則現地測量)等  |             |
| ④ 焼却施設等及び最終処分場にあつては処分した産業廃棄物の各月毎の種類・数量、排ガス・放流水の測定結果等の施設の維持管理に関する事項を記録し、利害関係者の求めに応じ、閲覧を行うとともに、インターネット等の利用により公表しなければなりません。                                 | 法15の2の4     |
| 3 産業廃棄物処理施設（焼却施設等及び最終処分場に限る。）の設置者は、5年3か月ごとに定期検査を受けなければなりません。   | 法15の2の2     |
| 4 最終処分場の設置者は、埋立処分の終了までの間、毎年度、維持管理積立金を積み立てなければなりません。  | 法15の2の4     |
| 5 最終処分場を廃止する際には、県知事等の確認を受ける必要があります。  | 法15の2の5 (3) |
| 6 産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は県知事等の許可が必要です。また、施設の設置許可を受けた法人が合併（許可を受けた法人が存続する場合を除く。）又は分割（施設を承継させる場合に限る。）する場合にあつては、その施設の設置者の地位を承継する法人は、県知事等の認可を受ける必要があります。 | 法15の4       |

表一3 産業廃棄物処理施設

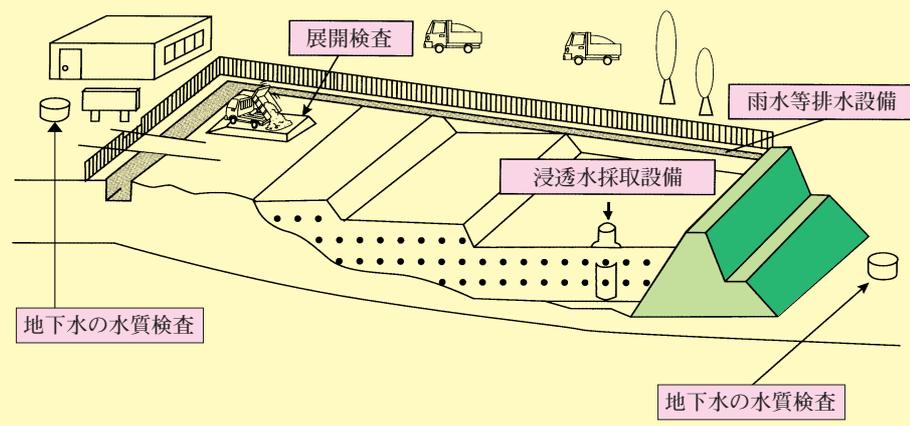
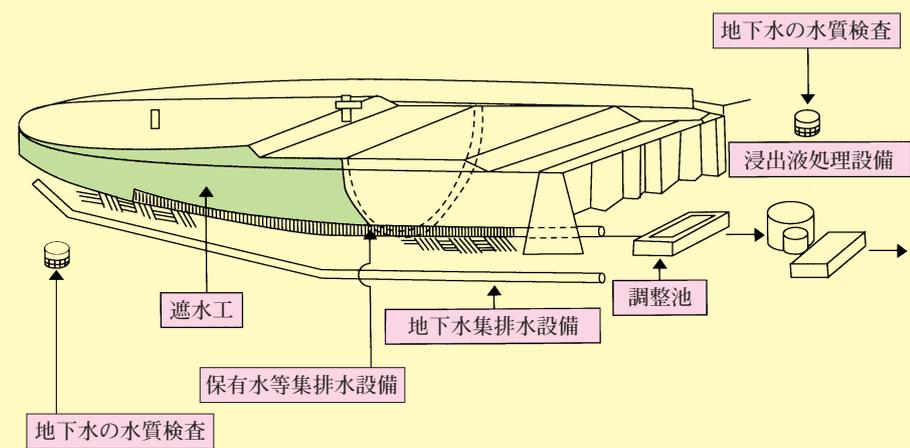
政令第7条 の号番号	産業廃棄物処理施設		許可対象規模（処理能力）
1	汚泥の脱水施設		10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
		天日乾燥	100m <sup>3</sup> /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設		5m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
4	廃油の油水分離施設		10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設		1m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		50m <sup>3</sup> /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設		5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設		100kg/日を超えるもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設		5t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		すべてのもの
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		すべてのもの
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		すべてのもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設		すべてのもの
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		すべてのもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		すべてのもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		すべてのもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 （上記3、5、8、12に掲げるものを除く）		200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
14	産業廃棄物の 最終処分場	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの
		ロ 安定型最終処分場	
		ハ 管理型最終処分場	

## 施設の設置手続きのフロー



(注) ※については、産業廃棄物（汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB、木くずなど）の焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB分解・洗浄・分離施設及び最終処分場を設置しようとする場合のみ必要です。

## ○ 最終処分場の概念図

産業廃棄物の種類	最終処分場の種類（標準的な設置例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ ゴムくず</li> <li>・ 金属くず</li> <li>・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>・ がれき類</li> </ul>	<p style="text-align: center;">安定型最終処分場</p> 
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃え殻（無害）</li> <li>・ 汚泥（無害）</li> <li>・ 鋳さい（無害）</li> <li>・ ばいじん（無害）</li> <li>・ 木くず</li> <li>・ シュレッダーダスト</li> <li>・ 廃石綿等</li> <li>・ 廃石膏ボード等</li> </ul>	<p style="text-align: center;">管理型最終処分場</p> 

## 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

知事は、過去に廃止された最終処分場に係る土地を指定区域として指定します。（岡山県循環型社会推進課ホームページ参照）

指定区域内で土地の形質の変更をしようとする者は、30日前までに形質の変更の内容を知事に届け出なければなりません。

知事は、その変更の施行方法が基準に適合しないときは、届出をした者に施行方法の計画の変更を命ずることができます。

法15の17

法15の19

法15の19(4)

## 産業廃棄物多量排出事業者 特別管理産業廃棄物

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画及びその実施状況の報告を作成し、県知事等に提出しなければなりません。  
処理計画は、当該年度の6月30日までに、実施状況は翌年度の6月30日までに提出する必要があります。
- 多量排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画として、次の事項を定めなければなりません。

産業廃棄物処理計画	特別管理産業廃棄物処理計画
1) 事業の概要	1) 事業の概要
2) 計画期間	2) 計画期間
3) 処理に係る管理体制に関する事項	3) 処理に係る管理体制に関する事項
4) 排出の抑制に関する事項	4) 排出の抑制に関する事項
5) 分別に関する事項	5) 分別に関する事項
6) 自ら行う再生利用に関する事項	6) 自ら行う再生利用に関する事項
7) 自ら行う中間処理に関する事項	7) 自ら行う中間処理に関する事項
8) 自ら行う埋立処分又は海洋投棄処分に関する事項	8) 自ら行う埋立処分に関する事項
9) 処理の委託に関する事項	9) 処理の委託に関する事項

- 県知事等は、提出された処理計画及び実施状況の報告を受け、区域内の産業廃棄物の発生及び処理の実態の把握に努めるとともに、これらをインターネットの利用により公表することによって、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供、周知啓発の推進を図ります。

## 不法投棄の禁止

不法投棄発見通報先

⇒不法投棄110番 **0800-200-2438** （通報：産廃）

廃棄物を公共の河川や道路はもちろん他人の山林や田畑などへ捨てたり、放置することは生活環境を保全するために全面的に禁止されています。

なお、排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理の委託を受けた者が不法投棄を行えば、排出事業者も責任を問われることがあるので注意が必要です。

また、平成15年12月1日から不法投棄未遂罪が、平成16年5月18日から不法投棄目的罪\*が適用され、不法投棄について一段と厳しくなりました。  
（\*不法投棄の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者に対する罰則）

## 野外焼却の禁止

- 焼却設備を用いずに廃棄物を焼却処理する、いわゆる「野焼き」が問題となっていますが、野外焼却は、ダイオキシンの排出という面でも問題があります。  
廃棄物処理法において、何人も、一部の例外を除いて、廃棄物の野外焼却が禁止されています。（平成13年4月1日施行）  
なお、例外は、次のとおりです。
  - ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
    - ・環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却

法12(9)(10)  
令6の3  
法12の2(10)(11)  
令6の7  
規則8の4の5、  
8の4の6  
規則8の17の2、  
8の17の3

法12(11)  
規則8の4の7  
法12の2(12)  
規則8の17の4

法16

法16の2

令14

- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
    - ・家畜伝染病予防法に基づく患畜又は疑似患畜の死体の焼却
  - ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
    - ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
    - ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
    - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
    - ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
    - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- 2 例外の規定は、直罰の対象とならない焼却ではありますが、住宅密集地、農地（畑地、田んぼ）、山林など地域の状況によって、周囲の環境保全上問題となる場合は、県、市町村の指導及び処分の対象となります。
- 3 平成15年12月1日から野外焼却未遂罪が、平成16年5月18日から野外焼却目的罪\*が適用され、野外焼却について一段と厳しくなりました。  
（\*野外焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者に対する罰則）
- 4 廃棄物処理法においては、処理基準で「焼却の際には焼却設備を用いて焼却すること」と規定されていますが、平成14年12月1日（平成16年12月10日一部改正施行）から次のとおり基準が強化されました。（焼却能力によらず適用されるため、基準に適合しない簡易な焼却炉は使用できません。）
- ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
  - ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
  - ③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
  - ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
  - ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
  - ⑥ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
  - ⑦ 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
  - ⑧ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

令6  
令6の5  
規則1の7  
H9厚告178号

## 指定有害廃棄物の不適正処理の禁止

軽油の密造に伴い排出される有害な廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理が深刻な社会問題となったことから、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（指定有害廃棄物）として、「硫酸ピッチ\*（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって、著しい腐食性を有するもの）」が指定され、その保管、収集、運搬又は処分の基準が定められ、この基準に違反した処理が禁止されるとともに、不適正な処理を行った者は処罰されることとなりました。（平成16年10月27日施行）

〔※硫酸ピッチ：炭化水素油の精製に硫酸を使用した場合に生じ、強酸性で腐食性が強く、また、毒性の強い亜硫酸ガス（二酸化硫黄）を発生させる。〕

法16の3  
令15、16

## 事故時の措置

産業廃棄物の処理施設で令で定めるもの（特定処理施設）において事故が発生し、廃棄物や汚水等の飛散、流出等により周辺的生活環境の保全上の支障が生じた場合などにおいて、当該特定処理施設の設置者に対し、応急措置の実施及び知事への届出が義務づけられています。また、知事は、特定処理施設設置者が、応急の措置を講じていないと認めるときは、必要な措置について命令することができます。（平成16年10月27日施行）

特定処理施設	対象規模(処理能力)
産業廃棄物処理施設	すべてのもの
焼却設備が設けられている処理施設	50kg/時以上のもの 火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上のもの
熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設	1t/日以上のもの
廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設	1m <sup>3</sup> /日以上のもの

## 資源化・再生利用の促進

循環資源（産業廃棄物等）の資源化・再生利用の情報や、岡山県内における許認可情報などを岡山県循環資源総合情報支援センターのホームページ（<http://junkan.okix.jp>）から次のような情報を発信しています。

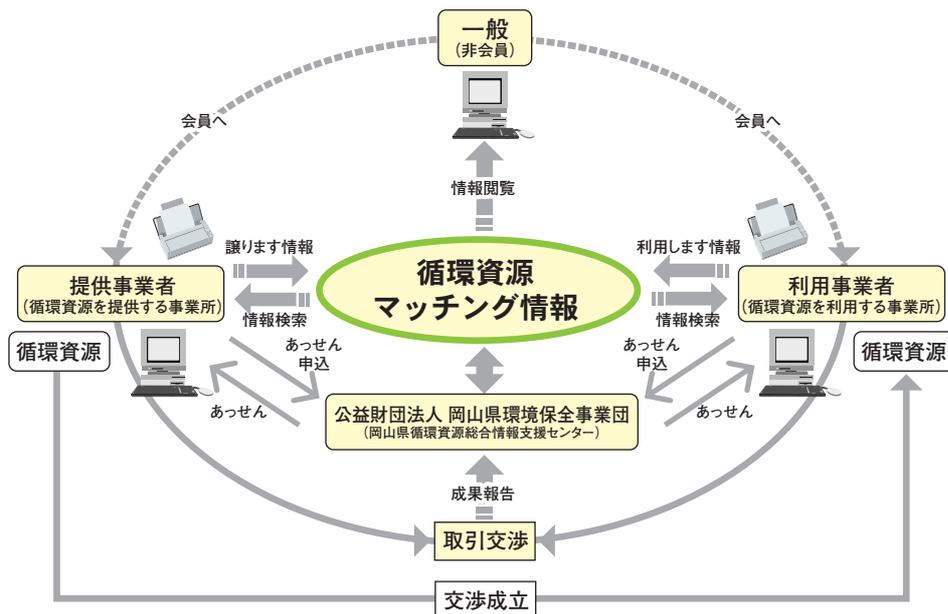
### ○行政情報の提供

岡山県内の産業廃棄物処理業者の検索などができます。

### ○循環資源マッチング制度

循環資源の資源化・再生利用を促進するため、提供する事業者と利用する事業者にご登録いただき、循環資源を有効に活用していくための制度です。

インターネットから登録できますので、是非ご利用ください。



### ○リサイクル情報システム

リサイクルに関する情報（技術・施設・製品）をインターネットにより手軽に発信・閲覧できるシステムです。

法21の2  
令24

岡山県循環型社会形成推進条例に基づき（公財）岡山県環境保全事業団を「岡山県循環資源総合情報支援センター」として指定しています。

## Q&A

### (質問1)

他人の産業廃棄物を都道府県・政令市を越えて、収集・運搬する場合には、通過するすべての都道府県・政令市での許可が必要ですか。

### (回答)

産業廃棄物を積み込む場所及び降ろす場所の区域を所管する都道府県・政令市の許可が必要です。通過のみの都道府県・政令市の許可は、必要ありません。

なお、岡山県内における事業を行う区域と必要な許可の関係は表のとおりです。

#### 【積替え保管がない場合】

事業区域と必要な許可の関係は次表のとおりとなります。

事業区域 \ 必要な許可	平成23年3月31日まで			平成23年4月1日以降		
	県知事	岡山市長	倉敷市長	県知事	岡山市長	倉敷市長
県内全域	○	○	○	○		
倉敷市を除く県内全域	○	○		○		
岡山市を除く県内全域	○		○	○		
岡山市及び倉敷市		○	○	○		
岡山市のみ		○			○	
倉敷市のみ			○			○

#### 【積替え保管がある場合】

政令市内（岡山県の場合は岡山市、倉敷市です。）で積替え又は保管を行う場合は、上表に加え、積替え保管場所を管轄する政令市長の許可が必要となります。

### (質問2)

産業廃棄物の処理施設を設置する場合には、いかなる処理施設も法第15条の許可を受ける必要がありますか。

### (回答2)

施設の種別に応じて、一定の規模、能力を備えた施設（p16参照）については、法第15条の設置許可が必要です。

なお、自家用、営業用の施設のいずれも設置許可を受ける必要があります。

### (質問3)

法第15条の許可を受けた処理施設では、他人の産業廃棄物を自由に処理できますか。

### (回答3)

法第14条第6項、第14条の4第6項の規定による産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ける必要があります。

### (質問4)

排出事業者と処理業者の間に管理会社を入れるなどの、三者契約は不可ということは聞いているが、法律のどこに書いてあるのでしょうか。

### (回答4)

法第12条第5項、政令6条の2第3号によります。収集運搬、処分の許可業者にそれぞれ委託しなければならず、また、委託契約は書面により行うことが義務付けられています。

### (質問5)

平成20年度から産業廃棄物管理票交付等状況報告書の知事への提出が義務付けられましたが、産業廃棄物の処理を委託する量が少なくても必要ですか。

### (回答5)

必要です。事業場ごとに、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付等の状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」に記載して知事（提出先は各県民局）又は政令市長（岡山市長又は倉敷市長）に提出しなければなりません。ただし、処理の委託に当たり電子マニフェストを利用した分については、情報処理センターから知事に報告されるので必要ありません。

(質問6)

マニフェストを交付していれば、排出事業者と処理業者で結ぶ産業廃棄物の委託契約書は必要ないですか。

(回答6)

法第12条第4項、第12条の2第4項の規定により、排出事業者と処理業者の委託契約は書面により行う必要があります。(p9参照)

(質問7)

排出事業者が交付するマニフェストは、1年間分まとめて交付しても良いですか。

(回答7)

マニフェストは、排出事業者が処分業者へ産業廃棄物の引き渡しを行うと同時に、産業廃棄物の種類ごとに交付する必要があります。また、運搬先が異なる場合は、運搬先ごとに交付する必要があります。

(質問8)

排出事業者から産業廃棄物の処理を受託しましたが、都合により受託した産業廃棄物の一部を他の処理業者に再委託することはできますか。

(回答8)

再委託は、不適正処理の温床となる場合があるので、原則、禁止されています。

政令で定める再委託基準に適合する場合は、再委託することができますが、頻繁に再委託を行うと、排出事業者の信頼を失うことになりかねません。(p9参照)

(質問9)

積替え保管とはどのようなことをいうのですか。また、マニフェストの記載事項の中で有価物拾集とはどういうことをいうのですか。

(回答9)

積替え保管は、収集運搬の過程で、廃棄物を積み卸し、保管する行為のことであり、収集運搬に含まれる事業範囲で、単独の許可はありません。また、有価物拾集とは、積替え保管の許可を持つ収集運搬業者が廃棄物に混入されている有価物を積替え保管施設内で手選別により拾い出し、計量して排出事業者に報告する行為をいいます。(規則第8条の22)

(質問10)

県は事前協議制度を設けていると聞いていますが、許可申請の種類と協議書類の関係はどのようになっていますか。

(回答10)

廃棄物処理法に基づく許可申請書の提出の前に、要綱に基づき、事前協議の書類を提出していただき、事前協議終了後に許可申請書を提出するシステムを実施しています。事前協議の書類には、事業概要書と事前計画書の2種類があり、申請の種類と提出書類の関係は次表のとおりです。

新規又は変更許可申請の種類	事業概要書	事前計画書
収集運搬業（積替え保管なし）	×	×
収集運搬業（積替え保管あり）	×	○
処分業	○	○
処理施設	○	○

※処分業及び処理施設の両方の許可申請が必要な場合、処理施設に係る事前協議の際に処分業の内容も併せて事前協議を行います。

## 罰 則

○ 廃棄物処理法に違反した場合には、次のような罰則があります。

	違 反 の 内 容	罰 則
1	<p>【廃棄物処理法第25条】</p> <p>①無許可営業            ②無許可事業範囲変更            ③不正の手段による処理業の許可の取得（変更許可を含む。）            ④事業停止命令違反、措置命令違反            ⑤委託禁止違反            ⑥名義貸しの禁止違反            ⑦施設無許可設置            ⑧施設無許可変更            ⑨不正の手段による施設設置許可の取得（変更許可を含む。）            ⑩無確認輸出（未遂罪を含む。）            ⑪受託禁止違反            ⑫廃棄物の投棄禁止違反（未遂罪を含む。）            ⑬廃棄物の焼却禁止違反（未遂罪を含む。）            ⑭指定有害廃棄物の処理禁止違反</p>	<p>5年以下の懲役若しくは            1,000万円以下の罰金            又はこの併科</p>
2	<p>【廃棄物処理法第26条】</p> <p>①委託基準違反、再委託基準違反            ②施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反            ③施設無許可譲り受け、無許可借り受け            ④無許可輸入違反            ⑤輸入時の生活環境保全条件違反            ⑥不法投棄・不法焼却目的の収集運搬</p>	<p>3年以下の懲役若しくは            300万円以下の罰金            又はこの併科</p>
3	<p>【廃棄物処理法第27条】</p> <p>①無確認輸出予備</p>	<p>2年以下の懲役若しくは            200万円以下の罰金            又はこの併科</p>
4	<p>【廃棄物処理法第28条】</p> <p>①土地の形質変更の計画変更・措置命令違反</p>	<p>1年以下の懲役又は            50万円以下の罰金</p>
5	<p>【廃棄物処理法第29条】</p> <p>①欠格要件に該当した旨の届出義務違反            ②事業場外保管届出義務違反*            ③施設使用前検査受検義務違反            ④管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載交付            ⑤管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載送付            ⑥管理票回付義務違反            ⑦電子情報に係る管理票送付義務違反            ⑧管理票写し保管義務違反（管理票交付者）</p>	<p>6月以下の懲役又は            50万円以下の罰金</p>

5	<p>⑨管理票又は管理票の写しの保存義務違反（受託者）</p> <p>⑩虚偽管理票交付等</p> <p>⑪電子管理票虚偽登録</p> <p>⑫電子管理票報告義務違反、虚偽報告</p> <p>⑬管理票措置命令違反</p> <p>⑭輸出に係る管理票交付・電子情報登録義務違反</p> <p>⑮管理票の交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反*</p> <p>⑯処理困難時の委託者への通知義務・通知保存義務違反*</p> <p>⑰指定区域内の土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出</p> <p>⑱事故時の応急措置命令違反</p>	
6	<p><b>【廃棄物処理法第30条】</b></p> <p>①帳簿備付け・記載・保存義務違反、虚偽記載</p> <p>②業廃止・変更届出、施設変更・相続届出義務違反など</p> <p>③施設の維持管理事項記録・備付け義務違反</p> <p>④処理責任者・管理責任者設置義務違反</p> <p>⑤報告拒否、虚偽報告</p> <p>⑥立入検査・収去拒否、妨害、忌避</p> <p>⑦技術管理者設置義務違反</p> <p>⑧定期検査の拒否、妨害、忌避*</p>	30万円以下の罰金
7	<p><b>【廃棄物処理法第32条（法人等に対する両罰規定）】</b></p> <p>①無許可営業**</p> <p>②無許可事業範囲変更**</p> <p>③不正の手段による処理業の許可の取得（変更許可を含む。）**</p> <p>④無確認輸出（未遂罪を含む。）**</p> <p>⑤廃棄物の投棄禁止・焼却禁止違反（未遂罪を含む。）**</p>	3億円以下の罰金刑
	その他の違反	各本条の罰金刑
8	<p><b>【廃棄物処理法第33条】</b></p> <p>①災害時の事業場外保管届出義務違反*</p> <p>②土地形質変更の届出（応急措置等）義務違反・虚偽届出</p> <p>③多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出、実施状況報告義務違反*</p>	20万円以下の過料
9	<p><b>【廃棄物処理法第34条】</b></p> <p>①未登録の登録廃棄物再生事業者の名称使用</p>	10万円以下の過料

注) ・施設とは、表-3「産業廃棄物処理施設」(p16)のとおり  
・違反の内容の各項目に\*の印を付けたものは、平成23年4月1日から新たに施行  
・違反の内容の各項目に\*\*の印を付けたものは、平成23年4月1日から罰則が強化されたもの

## 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）が平成14年5月30日から完全施行されています。主な内容は以下のとおりです。

### 1 一定規模以上の建設工事における分別解体等及び再資源化等の実施

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又は新築工事で、下表の規模以上のものは、解体後に生じた廃棄物について、現場での分別及び再資源化が義務付けられています。

#### 【対象建設工事】

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80平方メートル
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500平方メートル
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負代金の額	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金の額	500万円

### 2 発注者による対象建設工事の事前届出

発注者（又は自主施工者）は、工事着手の7日前までに県知事又は建築主事を置く市の長に対して分別解体等の計画等を届け出ることが義務付けられています。（届出先は下表を参照）

### 3 発注者と受注者（元請業者・下請業者）との契約手続等

対象建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約書中への分別解体等や再資源化費用等の明記、受注者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

### 4 解体工事業者の登録等

建築物等の解体工事の実施には建設業（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業）の許可又は解体工事業の登録が必要です。

### 5 罰則その他

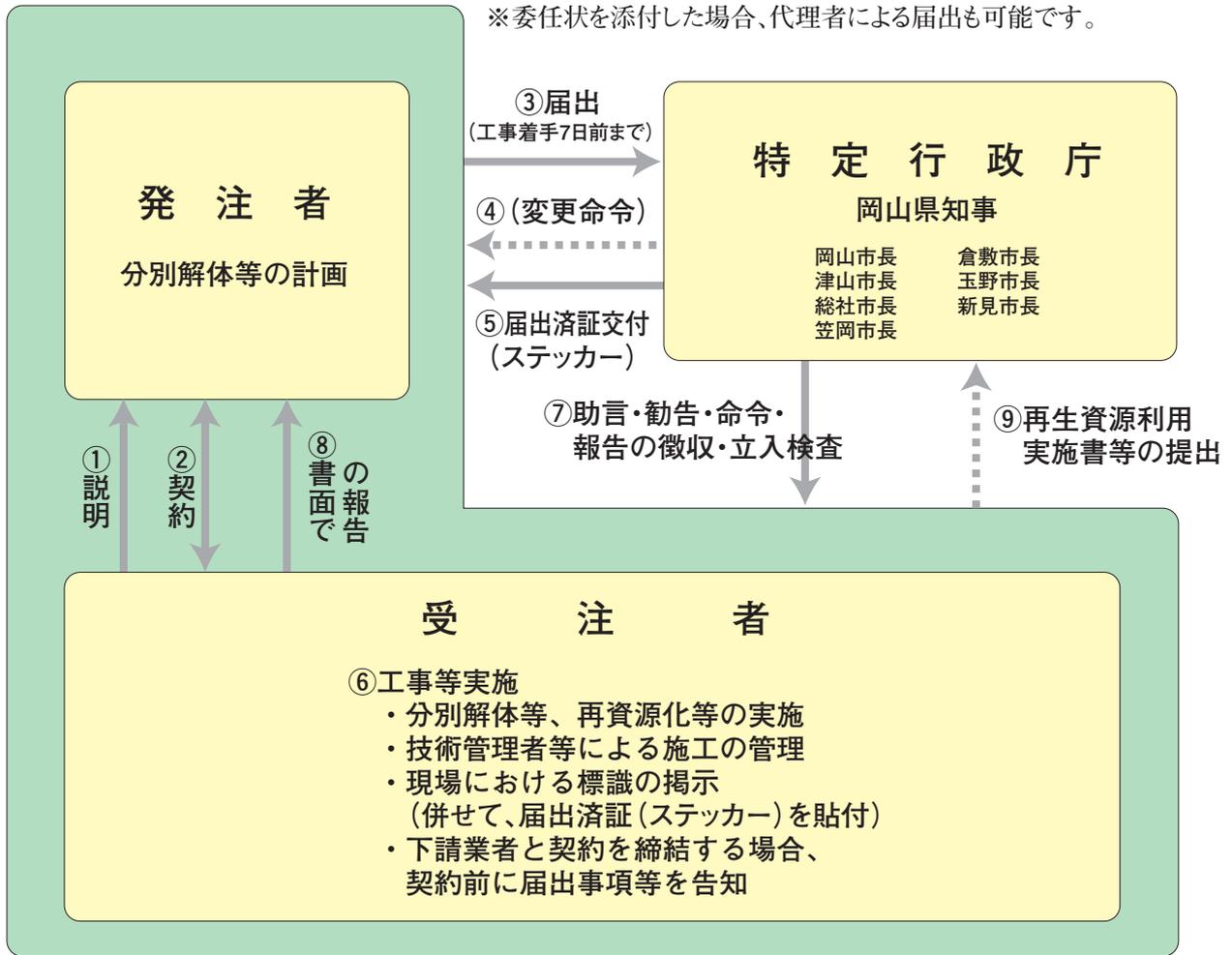
分別解体等及び再資源化等に対する命令違反や、届出、登録等の手続の不備等に対して、発注者や受注者に所定の罰則が適用されます。

#### 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の届出先一覧】

届 出 先	電話番号	工事施工場所
備前県民局建設部管理課 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	(086) 233-9847	瀬戸内市、吉備中央町
東備地域事務所地域建設課 〒709-0492 和気郡和気町和気487-2	(0869) 92-5171	備前市、赤磐市、和気町
備中県民局建設部管理課 〒710-8530 倉敷市羽島1083	(086) 434-7160	早島町
井笠地域事務所地域建設課 〒714-8502 笠岡市六番町2-5	(0865) 69-1634	井原市、浅口市、里庄町 矢掛町
高梁地域事務所地域建設課 〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	(0866) 21-2854	高梁市
美作県民局建設部管理課 〒708-8506 津山市山下53	(0868) 23-1260	鏡野町、久米南町、美咲町

岡山県における建設リサイクル法の手続

※委任状を添付した場合、代理者による届出も可能です。



届 出 先	電話番号	工事施工場所
真庭地域事務所地域建設課 〒717-8501 真庭市勝山591	(0867) 44-7568	真庭市、新庄村
勝英地域事務所地域建設課 〒707-8585 美作市入田291-2	(0868) 73-4075	美作市、勝央町、 奈義町、西栗倉村
岡山市都市整備局建築指導課 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	(086) 803-1446	岡山市
倉敷市建設局建築部建築指導課 〒710-8565 倉敷市西中新田640	(086) 426-3501	倉敷市
津山市都市建設部建築住宅課 〒708-8501 津山市山北520	(0868) 32-2099	津山市
玉野市建設部都市計画課 〒706-8510 玉野市宇野1-27-1	(0863) 32-5544	玉野市
総社市建設部建築住宅課 〒719-1192 総社市中央1-1-1	(0866) 92-8289	総社市
新見市建設部都市整備課 〒718-8501 新見市新見310-3	(0867) 72-6118	新見市
笠岡市都市計画課 〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1	(0865) 69-2140	笠岡市

## 自動車リサイクル法

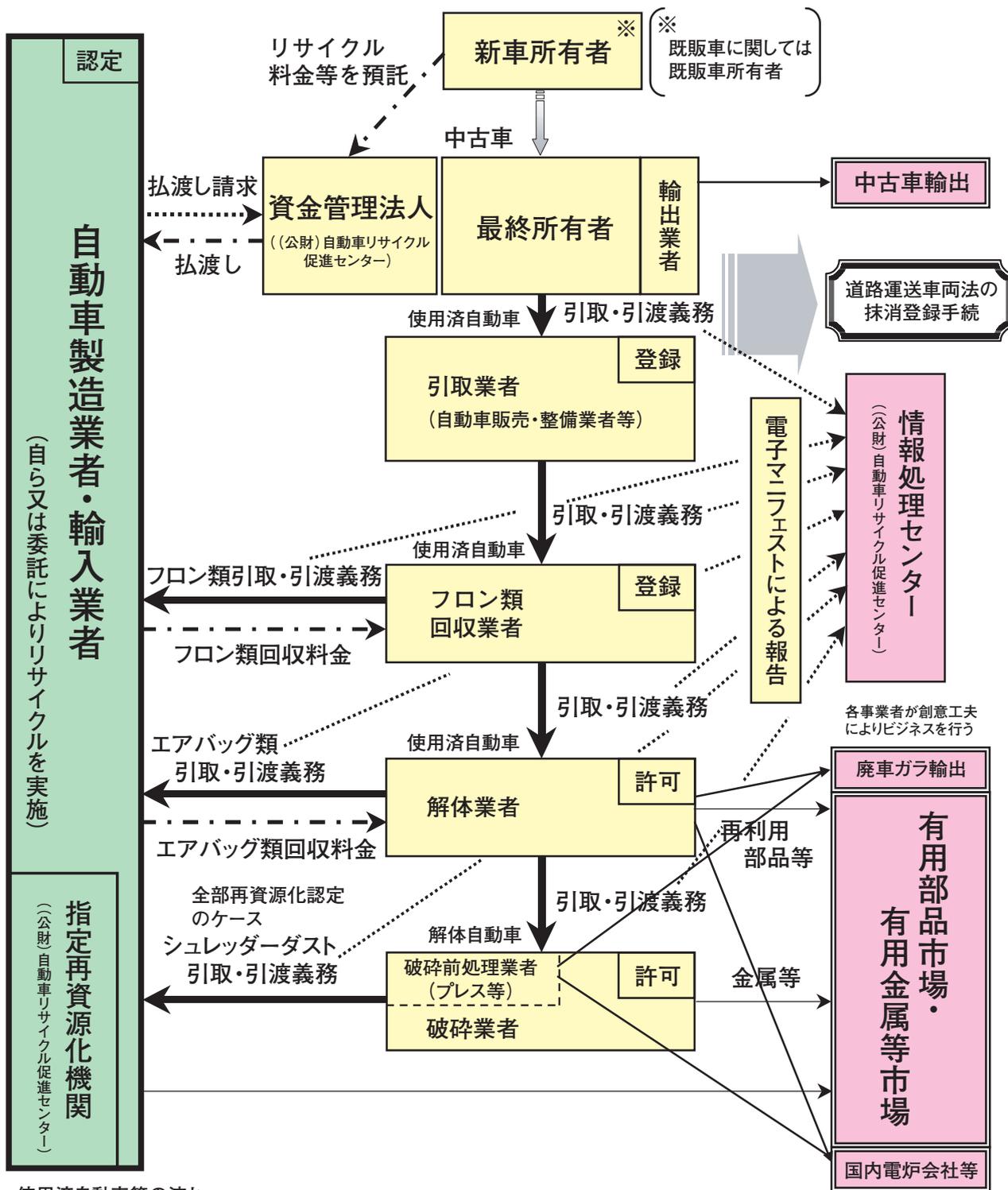
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が平成17年1月1日から完全施行されています。主な内容は以下のとおりです。

- 1 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無にかかわらず、すべて廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われます。
- 2 自動車リサイクル法の対象となる自動車は、被けん引車、二輪車、大型・小型特殊自動車等を除くすべての自動車です。
- 3 自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことによって、使用済自動車等の積極的なリサイクル・適正処理を行います。
  - (1) 自動車製造業者等（輸入業者を含む。）

自らが製造又は輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）します。
  - (2) 自動車所有者  
使用済自動車を引取業者に引き渡します。また、リサイクル料金（シュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化及びフロン類の破壊に必要な費用）を負担します。
  - (3) 引取業者（県知事等の登録が必要）  
自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡します。
  - (4) フロン類回収業者（県知事等の登録が必要）  
フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡します。
  - (5) 解体業者（県知事等の許可が必要）  
使用済自動車から鉛蓄電池やタイヤ等を回収しリサイクルを適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡します。
  - (6) 破砕業者（県知事等の許可が必要）  
解体自動車から鉄、アルミニウム等を回収しリサイクルを適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡します。
- 4 自動車リサイクル法の登録又は許可を受けていれば、自らが引き取る使用済自動車等の収集運搬又は処分に関しては、廃棄物処理法の収集運搬業又は処分業の許可は不要です。ただし、廃棄物処理法の処理基準は遵守する必要があります。

（なお、使用済自動車等を引き渡す際、その運搬を他者に委託する場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（一般廃棄物・産業廃棄物どちらでも可）を有する事業者へ委託する必要があります。）
- 5 使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されます。

# 自動車リサイクル法の概念図



使用済自動車等の流れ

金の流れ

情報の流れ

情報の流れ

## ポリ塩化ビフェニル特別措置法

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、トランスやコンデンサの絶縁油等に使用されていましたが、難分解性や毒性の問題から昭和47年に新たな製造や使用が禁止され、PCB廃棄物は、長い間各事業所等で保管されてきました。

このような状況の中、平成13年7月15日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」が施行され、PCB廃棄物について、平成39年3月31日までに処分すること及び処分されるまでの間、所有者が保管し、その状況を毎年度知事等に届出することが義務付けられています。

### 1 PCB廃棄物の種類

高压トランス、高压コンデンサ、低压トランス、低压コンデンサ、柱状トランス、業務用蛍光灯安定器、廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、廃感圧複写紙、廃ウエス等

### 2 保管等に関する規制内容

- ・毎年度6月30日までに、前年度末におけるPCB廃棄物の保管等の状況について、県知事等に届出が必要です。（提出先は、各県民局、岡山市役所又は倉敷市役所）
- ・PCB廃棄物の譲渡し又は譲受けは原則として禁止されています。
- ・保管場所を変更した場合は、変更後10日以内に届出が必要です。
- ・PCB廃棄物の保管等の業務を適正に行うために、保管事業所ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置く必要があります。

### 3 岡山県PCB廃棄物処理計画

岡山県では、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成20年3月（平成22年10月改訂）に「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、県内のPCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等を除く。）を北九州市に整備されたPCB廃棄物処理施設で、平成22年4月から4期に分けて、計画的に処理することとしています。

県内PCB廃棄物の北九州PCB廃棄物処理事業における処理予定時期

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
■	■		■	■

備考 この処理予定時期は、重さ10kg以上の高压トランス、高压コンデンサ等の保管台数が30台未満かつPCB汚染物等の保管量が1.5t未満の事業者についてのものである。

なお、微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、現在国により処理体制の整備が図られているところであり、都道府県知事が許可した施設又は環境大臣が認定した無害化処理施設で処理することとされています。

## ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類は、ゴミの焼却、金属精錬の燃焼工程、製紙の塩素漂白工程など、様々なところで発生しており、人の生命、健康に重大な影響があることから、「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、平成12年1月15日から施行されています。

この法律では特に、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を排出する施設のうち政令で定めるものを特定施設として規制し、これらを設置しようとする者は、事前に県知事等への届出が必要です。（提出先は各県民局、岡山市役所又は倉敷市役所）

また、これら特定施設に対しては、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

### 1 規制対象となる廃棄物焼却炉の規模

焼却能力が1時間当たり50kg以上又は火床面積が0.5平方メートル以上

### 2 ダイオキシン類濃度の測定

年1回以上、排出ガス、燃え殻、ばいじんなどに含まれるダイオキシン類の測定が義務付けられます。

（注） 特定施設には、廃棄物焼却炉以外の施設も定められていますが、特に設置基数の多い廃棄物焼却炉について、主な規制内容を記述しています。

◎ **産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入先・各種講習の問合せ先**

一般社団法人 岡山県産業廃棄物協会  
 〒701-1152 岡山市北区津高628-6  
 TEL (086) 254-9383 <http://www7.ocn.ne.jp/~okasan81/>

◎ **技術管理者の講習の問合せ先**

一般財団法人 日本環境衛生センター (西日本支局)  
 〒816-0943 福岡県大野城市白木原3丁目5-11  
 TEL(092) 593-8226 <http://www.jesc.or.jp/>

◎ **各種許可申請書・報告書等の問合せ・提出先**

- (1) 岡山県域(岡山市、倉敷市以外の区域) 各県民局環境課
- (2) 岡山市の区域 岡山市環境局廃棄物対策課
- (3) 倉敷市の区域 倉敷市環境リサイクル局  
リサイクル推進部産業廃棄物対策課

◎ **産業廃棄物についてのご相談は、下記へお問い合わせください。**

県民局	担当課	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局	環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町、和気町
備中県民局	環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7007	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局	環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1243	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

- (注) 1. 岡山市の区域については、岡山市役所へお問い合わせください。  
 岡山市環境局産業廃棄物対策課  
 〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3 (TEL 086-803-1303)
2. 倉敷市の区域については、倉敷市役所へお問い合わせください。  
 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課  
 〒710-8565 倉敷市西中新田640 (TEL 086-426-3385)
3. 岡山県本庁担当課  
 岡山県環境文化部循環型社会推進課  
 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 (TEL 086-226-7308)  
[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=30](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=30)  
 (各種申請書、報告書等の様式をダウンロードできます。)



岡山県マスコット ももち

# 産業廃棄物を資源や エネルギーによみがえらせよう!



用紙は再生紙を使用しています。

平成25年11月 発行

編集 岡山県環境文化部循環型社会推進課